

第 198 期 決 算 公 告

証券コード 8344
平成22年6月25日

山形市七日町三丁目1番2号

株式会社 **山形銀行**
取締役頭取 長谷川 吉茂

貸借対照表（平成22年3月31日現在）

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	34,015	預当座預金	1,796,817
現金	21,090	普通預金	41,227
預け金	12,924	貯蓄預金	824,865
コ ー ル ー ン	75,183	貯蓄預金	34,545
買入金	12,203	通知預金	7,376
商 品 有 価 証 券	14	定期預金	842,857
商 品 国 債 債 権	11	定期積金	7,199
商 品 地 方 債 債 権	2	その他の預金	38,746
有 価 証 券	627,885	譲渡性預金	69,111
国 債 債 権	256,334	借 入 金	52
地 方 債 債 権	133,511	借 入 金	52
短 期 社 債 債 権	2,999	外 国 為 替	78
社 債 債 権	106,358	売 渡 外 国 為 替	77
株 式 債 権	31,095	未 払 外 国 為 替	0
そ の 他 の 証 券	97,585	そ の 他 の 負 債	7,473
貸 出 金	1,221,675	未 決 済 為 替 借	410
割 引 手 形 付 付	9,557	未 払 法 人 税 等	169
手 形 貸 付 付	44,256	未 払 費 用	3,164
証 書 貸 付 付	989,379	前 受 収 益	725
当 座 貸 越 替	178,482	給 付 補 て ん 備 金	6
外 国 為 替	415	金 融 派 生 商 品	1,004
外 国 他 店 預 け	337	リ ー ス 債 務	20
買 入 外 国 為 替	2	そ の 他 の 負 債	1,971
取 立 外 国 為 替	75	役 員 賞 与 引 当 金	20
そ の 他 の 資 産	5,414	退 職 給 付 引 当 金	3,692
未 決 済 為 替 貸	305	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	194
未 収 収 益	2,925	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	179
金 融 派 生 商 品	140	偶 発 損 失 引 当 金	140
そ の 他 の 資 産	2,042	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,928
有 形 固 定 資 産	14,202	支 払 承 諾	16,123
建 物	3,682	負 債 の 部 合 計	1,895,811
土 地	9,286	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	19	資 本 金	12,008
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,213	資 本 剰 余 金	4,938
無 形 固 定 資 産	1,530	資 本 準 備 金	4,932
ソ フ ト ウ ェ ア	1,312	そ の 他 資 本 剰 余 金	5
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	217	利 益 剰 余 金	86,136
繰 延 税 金 資 産	7,273	利 益 準 備 金	7,076
支 払 承 諾 見 返 金	16,123	そ の 他 利 益 剰 余 金	79,060
貸 倒 引 当 金	△ 11,507	別 途 積 立 金	75,020
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,040
		自 己 株 式	△ 807
		株 主 資 本 合 計	102,275
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,001
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 537
		土 地 再 評 価 差 額 金	877
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,341
資 産 の 部 合 計	2,004,428	純 資 産 の 部 合 計	108,617
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,004,428

損益計算書〔平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金	額
経常収益		37,519
資金運用収益	29,212	
貸出金利	22,432	
有価証券利息配当	6,480	
コールローン利息	94	
買現先利息	1	
預け金利息	0	
その他の受入利息	202	
役員取引等収益	5,704	
受入為替手数料	1,768	
その他の役員収益	3,935	
その他業務収益	1,532	
外国為替売買益	76	
商品有価証券売買益	9	
国債等債券売却益	1,327	
国債等債券償還益	118	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	1,069	
株式等売却益	395	
その他の経常収益	674	
経常費用		33,855
資金調達費用	3,930	
預金利息	2,874	
譲渡性預金利息	141	
コールマネー利息	3	
金利スワップ支払利息	834	
その他の支払利息	75	
役員取引等費用	2,041	
支払為替手数料	350	
その他の役員費用	1,691	
その他業務費用	1,575	
国債等債券売却損	1,470	
国債等債券償還損	98	
その他の業務費用	6	
営業経常費用	21,765	
その他経常費用	4,542	
貸倒引当金繰入額	2,558	
株式等売却損	349	
株式等償却	1,230	
その他の経常費用	404	
経常利益		3,663
特別利益		7
固定資産処分益	3	
償却債権取立	3	
特別損失		96
固定資産処分	64	
減損	32	
税引前当期純利益		3,573
法人税、住民税及び事業税	36	
法人税等調整額	1,721	
法人税等合計		1,757
当期純利益		1,815

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～30年
その他	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったことおよび未認識数理計算上の差異は発生の翌事業年度から損益処理することとしているため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。

当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は502百万円（税効果額控除前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。なお、貸借対照表計上額は従来の方法によった場合と同じであります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 21百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,693百万円、延滞債権額は21,330百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は32百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,416百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,473百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,559百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	92,593百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	22,565百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 61,742百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 363百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、520,813百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が514,142百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

3,384百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 24,544百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,132百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,206百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額 636円 99銭

14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

15. 関係会社に対する金銭債権総額 10,766百万円

16. 関係会社に対する金銭債務総額 6,727百万円

17. 当行の取締役及び監査役との取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 42百万円

18. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当の制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定に係らず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金（又は資本準備金）の計上額はありません。

19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 13.06% (国内基準)

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

 資金運用取引に係る収益総額 206百万円

 役務取引等に係る収益総額 51百万円

 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 15百万円

関係会社との取引による費用

 資金調達取引に係る費用総額 11百万円

 役務取引等に係る費用総額 111百万円

 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 -百万円

 その他の取引に係る費用総額 463百万円

2. 1株当たり当期純利益金額 10円65銭¥

3. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業店舗等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し当該減少額32百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	主な用途等	種類	減損損失
稼働資産	営業店舗 1か所	土地	23百万円
遊休資産	遊休資産 1か所	土地	9百万円

営業店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本店、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。

4. 関連当事者との取引

- (1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
子会社	山銀保証サービス株式会社	直接所有 5.0%	役員の兼任 預金取引	貸出金被保証	315,157	—	—
				保証料の支払	63	—	—
				代位弁済金の受取	495	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 山銀保証サービス(株)との取引については、すべて通常の取引であり、一般の取引条件と同様であります。

(注2) 取引金額には、消費税は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,787	7,971	183
	その他	—	—	—
	小計	7,787	7,971	183
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,368	2,332	△36
	その他	—	—	—
	小計	2,368	2,332	△36
合計		10,155	10,303	147

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	21
関連法人等株式	—
合計	21

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	20,073	14,085	5,987
	債券	410,221	402,541	7,679
	国債	205,361	202,212	3,149
	地方債	132,815	129,820	2,995
	短期社債	—	—	—
	社債	72,043	70,508	1,534
	その他	29,137	26,236	2,901
	外国債券	26,471	24,997	1,473
	その他	2,666	1,238	1,428
	小計	459,432	442,864	16,568
	貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	9,670	11,142
債券		75,827	76,846	△1,019
国債		50,973	51,555	△582
地方債		695	697	△2
短期社債		—	—	—
社債		24,158	24,593	△434
その他		76,781	80,802	△4,020
外国債券		61,704	64,687	△2,982
その他		15,076	16,114	△1,037
小計		162,279	168,791	△6,512
合計		621,712	611,656	10,056

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種類	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,330
その他	132
合計	1,462

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は4,705百万円増加、「繰延税金資産」は1,882百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,823百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
事業債	50	51	1

(売却の理由) 買入消却のため

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,777	395	349
債券	134,675	1,107	640
国債	117,297	1,001	640
地方債	16,378	92	—
短期社債	—	—	—
社債	1,000	13	—
その他	8,899	218	830
合計	148,353	1,720	1,820

7. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券 50 百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

8. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、513 百万円（うち株式 513 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当事業年度末日の時価が取得価額の 50%以上下落している場合、及び 30%以上 50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3, 671 百万円
退職給付引当金	1, 476
有価証券償却	1, 964
減価償却費	1, 083
税務上の繰越欠損金	2, 644
その他	777
繰延税金資産小計	11, 618
評価性引当額	△1, 408
繰延税金資産合計	10, 210
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2, 936
繰延税金負債小計	2, 936
繰延税金資産の純額	7, 273 百万円

第 198 期 決 算 公 告

山形市七日町三丁目 1 番 2 号
株式会社 **山形銀行**
取締役頭取 長谷川 吉茂

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7 社

主要な会社名

山銀リース株式会社
山銀保証サービス株式会社
やまぎんカードサービス株式会社
やまぎんキャピタル株式会社
山銀システムサービス株式会社
山銀ビジネスサービス株式会社
木の実管財株式会社

なお、当行グループにおける事業再編に伴い、当連結会計年度において、やまぎんディーシーカード株式会社はやまぎんカードサービス株式会社に、やまぎんジェーシービーカード株式会社は木の実管財株式会社に、それぞれ商号変更しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
(2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 7社

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

5. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、重要性が乏しいものについて発生年度に全額償却することとしております。

連結貸借対照表(平成22年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	34,022	預 金	1,795,120
コールローン及び買入手形	75,183	譲 渡 性 預 金	64,081
買 入 金 銭 債 権	13,624	借 用 金	3,309
商 品 有 価 証 券	14	外 国 為 替	78
有 価 証 券	627,938	そ の 他 負 債	13,141
貸 出 金	1,212,711	役 員 賞 与 引 当 金	20
外 国 為 替	415	退 職 給 付 引 当 金	3,715
そ の 他 資 産	21,820	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	215
有 形 固 定 資 産	14,893	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	179
建 物	3,786	偶 発 損 失 引 当 金	140
土 地	9,396	利 息 返 還 損 失 引 当 金	79
その他の有形固定資産	1,710	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,928
無 形 固 定 資 産	1,628	支 払 承 諾	23,434
ソ フ ト ウ ェ ア	1,404	負 債 の 部 合 計	1,905,445
その他の無形固定資産	224	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	8,168	資 本 金	12,008
支 払 承 諾 見 返	23,434	資 本 剰 余 金	4,939
貸 倒 引 当 金	△14,822	利 益 剰 余 金	86,440
		自 己 株 式	△807
		株 主 資 本 合 計	102,581
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,001
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△537
		土 地 再 評 価 差 額 金	877
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,341
		少 数 株 主 持 分	4,666
		純 資 産 の 部 合 計	113,589
資 産 の 部 合 計	2,019,035	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,019,035

連結損益計算書 } (
 平成21年4月1日から
 平成22年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	44,729
資金運用収益	29,270
貸出金利息	22,487
有価証券利息配当金	6,480
コールローン利息及び買入手形利息	94
買現先利息	1
預け金利息	0
その他の受入利息	206
役務取引等収益	7,206
その他の業務収益	7,174
その他の経常収益	1,077
経常費用	40,162
資金調達費用	3,980
預金利息	2,874
譲渡性預金利息	130
コールマネー利息及び売渡手形利息	3
借用金利息	58
その他の支払利息	913
役務取引等費用	2,140
その他の業務費用	6,602
営業経費用	23,088
その他の経常費用	4,349
貸倒引当金繰入額	2,395
その他の経常費用	1,954
経常利益	4,566
特別利益	26
固定資産処分益	3
償却債権取立益	23
特別損失	108
固定資産処分損失	75
減損損失	32
税金等調整前当期純利益	4,485
法人税、住民税及び事業税	335
法人税等調整額	1,661
法人税等合計	1,996
少数株主利益	410
当期純利益	2,078

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～30年

その他 2年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 其の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

（会計方針の変更）

当連結会計年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったこと及び未認識数理計算上の差異は発生翌連結会計年度から損益処理することとしているため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。
- (11) 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況を勘案し、返還見込み額を合理的に見積り計上しております。
- (12) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (13) リース取引の処理方法
(借手側)
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(貸手側)
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月31日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。
また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。
なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。
また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間にわたり費用として認識しております。
なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は502百万円（税効果額控除前）であります。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計の適用される取引は行っておりません。
- (15) 消費税等の会計処理
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (16) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

追加情報

（金融商品に関する会計基準）

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。なお、連結貸借対照表計上額は従来の方法によった場合と同じであります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、4,777百万円、延滞債権額は21,106百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は102百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払い日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,435百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,422百万円であります。
 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
 これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,559百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産

有価証券	92,593百万円
その他資産	190百万円

 担保資産に対応する債務

預 金	22,565百万円
借 用 金	120百万円

 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券61,742百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は365百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、540,575百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が533,904百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 再評価を行った年月日 平成14年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	3,384百万円
--	----------
9. 有形固定資産の減価償却累計額 24,931百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,132百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は10,206百万円
 であります。
12. 1株当たりの純資産額 638円78銭

13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 42百万円
14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機および車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|------------------|------------|
| 退職給付債務 | △13,858百万円 |
| 年金資産（時価） | 9,094 |
| 未積立退職給付債務 | △4,763 |
| 未認識数理計算上の差異 | 2,106 |
| 未認識過去勤務債務（債務の減額） | △1,058 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | △3,715 |
| 退職給付引当金 | △3,715 |
16. 銀行法施行規則第17条の5第1項3号ロに規定する連結自己資本比率 13.47%（国内基準）

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、株式等償却513百万円を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益金額 12円19銭
3. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業店舗等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額32百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	主な用途等	種類	減損損失
稼働資産	営業店舗 1か所	土地	23百万円
遊休資産	遊休資産 1か所	土地	9百万円

営業店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本店、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等、主として銀行業務中心に金融サービスに係る事業を行っております。当行が主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。このように、当行の金融資産及び金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク（金利リスクや価格変動リスク等）を有しているほか、資金繰りに困難が生じたりするリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融資本市場の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債である預金やコールマネー等は、金融資産との金利または期間のミスマッチによる金利変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利にて調達することを余儀なくされることによる損失を被る資金繰りのリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金の調達ができなくなる場合や、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被る等の市場流動性リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、融資を行う際の基本的な考え方、行動基準等を定めた「クレジットポリシー（融資業務規範）」、信用リスクの具体的な管理方法を定めた「信用リスク管理規程」に基づき、公共性・安全性・成長性・収益性を重視した与信判断、信用格付・自己査定によるリスク量の把握、特定先への集中排除を原則としたリスクコントロール等に取り組んでおります。また、審査管理部門を営業推進部門から分離し、独立性を確保したうえで、厳正な信用リスク管理を行っております。

自己査定については、資産の健全性確保の観点から、監査部門による監査を含め、厳格な査定を実施するとともに、査定結果に基づいた適正な償却・引当を行っております。

さらに、事業性融資先を対象とした信用格付制度を導入し、定量面・定性面の両面から企業実態の把握に努めております。

信用リスクの減殺方法としては、当行が融資取引に際して徴求している物的担保および人的担保（保証）、貸出金と預金との相殺等があり、当行では、「クレジットポリシー（融資業務規範）」において担保についての考え方を定め、担保の評価、管理の方針および手続きは取扱要領等により規程化しております。

信用リスク量の測定方法および手続については、取扱要領等により規程化しており、融資先の信用格付等に基づくリスク計測を月次で実施しております。なお、計測結果についてはALM会議（常務会）への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程および要領等においてリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、またALM委員会における協議を踏まえ、ALM会議（常務会）において現状の把握、実施の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、BPV（ベース・ポイント・バリュエ）、VaR（バリュエ・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ベースでALM会議に報告しております。なお、ALMの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 価格変動リスク管理

有価証券を含む投資商品の運用・管理については、半期ごとに取締役会で決定する「運用方針およびリスク管理方針」に基づいて行っております。有価証券の運用においては、金融市場部のミドルセクション及び総合企画部リスク統括室において、VaR等を用いて市場リスク量を定量的・網羅的に計測・把握しております。また、これらの情報は日次・週次・月次等、金融商品ごとに定めた頻度で担当取締役やALM会議（常務会）等に報告され、規定の遵守状況等が管理されております。

③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスク管理手続、管理体制等を定めた「流動性リスク管理規程」に基づき、管理部署の明確化を図るとともに、平常時・懸念時・緊急時等、状況に応じた流動性準備の水準を設定するなど、不測の事態が生じても流動性が十分確保できるような管理体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（（注）2参照）。また、重要性が乏しいと思われる科目については表記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	34,022	34,022	—
(2) コールローン及び買入手形	75,183	75,183	—
(3) 有価証券			
売買目的有価証券	2,999	2,999	—
満期保有目的の債券	10,156	10,303	147
その他有価証券	613,295	613,295	—
(4) 貸出金	1,212,711		
貸倒引当金（※1）	△12,613		
	1,200,098	1,213,912	13,814
資産計	1,935,755	1,949,717	13,961
(1) 預金	1,795,120	1,796,700	△1,579
(2) 譲渡性預金	64,081	64,082	△0
負債計	1,859,202	1,860,782	△1,580
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(60)	(60)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(803)	(803)	—
デリバティブ取引計	(863)	(863)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が1年以内と短期であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額および利息の合計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き売手と買手の希望する価格差が著しく大きく、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」は、4,705百万円増加、「繰延税金資産」は1,882百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,823百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティーが主な価格決定変数であります。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約等）等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、「金融商品の時価等に関する事項情報」の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)	1,355
② 組合出資金(※2)	132
合 計	1,487

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	34,022	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	75,183	—	—	—	—	—
有価証券	52,018	172,423	109,665	50,109	145,843	58,394
満期保有目的の債券	1,745	3,589	3,555	1,265	—	—
うち社債	1,745	3,589	3,555	1,265	—	—
その他有価証券のうち 満期のあるもの	50,273	168,834	106,109	48,843	145,843	58,394
うち国債	24,101	68,219	27,526	14,794	89,720	31,971
地方債	7,809	33,744	37,545	22,642	24,510	7,258
社債	7,837	39,167	26,431	4,184	17,182	1,398
その他	10,524	27,702	14,605	7,221	14,429	17,764
貸出金(※)	351,451	228,295	164,323	92,051	105,798	245,143
合計	512,676	400,719	273,989	142,160	251,641	303,537

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない25,646百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	1,586,570	164,793	43,756	—	—	—
譲渡性預金	64,081	—	—	—	—	—
合計	1,650,652	164,793	43,456	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,787	7,971	183
	その他	—	—	—
	小計	7,787	7,971	183
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	2,368	2,332	△36
	その他	—	—	—
	小計	2,368	2,332	△36
合計		10,156	10,303	147

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	20,088	14,092	5,995
	債券	410,221	402,541	7,679
	国債	205,361	202,212	3,149
	地方債	132,815	129,820	2,995
	短期社債	—	—	—
	社債	72,043	70,508	1,534
	その他	29,137	26,236	2,901
	外国債券	26,471	24,997	1,473
	その他	2,666	1,238	1,428
	小計	459,447	442,870	16,576
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	9,705	11,186	△1,481
	債券	75,827	76,846	△1,019
	国債	50,973	51,555	△582
	地方債	695	697	△2
	短期社債	—	—	—
	社債	24,158	24,593	△434
	その他	76,781	80,802	△4,020
	外国債券	61,704	64,687	△2,982
	その他	15,076	16,114	△1,037
	小計	162,314	168,835	△6,521
合計	621,761	611,706	10,054	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	50	51	1

（売却の理由）買入消却のため

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計（百万円）	売却損の合計（百万円）
株式	4,777	395	349
債券	134,675	1,107	640
国債	117,297	1,001	640
地方債	16,378	92	—
短期社債	—	—	—
社債	1,000	13	—
その他	8,899	218	830
合計	148,353	1,720	1,820

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券50百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、513百万円（うち株式513百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当連結会計年度末日の時価が取得価額を50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

会社分割によるクレジットカード業務の吸収分割

当行の連結子会社である木の実管財(株)は、平成22年2月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成22年3月19日付けで、クレジットカード事業を会社分割し、やまぎんカードサービス(株)へ承継いたしました。

1. 会社分割の理由

やまぎんカードサービス(株)は当行グループのクレジットカード事業の中核となる会社であり、木の実管財(株)のクレジットカード事業を集中化し、機動的な事業展開、経営資源の最適化を図るため行ったものであります。

2. 会社分割する事業内容

会社分割する事業内容：クレジットカード事業

3. 会社分割の形態

木の実管財(株)を分割会社とし、やまぎんカードサービス(株)を承継会社とする吸収分割方式であります。

4. 会社分割の時期

会社分割の時期：平成22年3月19日

5. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理をしております。

(重要な後発事象)

連結子会社木の実管財(株)信用保証事業の会社分割

当行の連結子会社である木の実管財(株)は、平成22年2月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成22年4月1日付けで、信用保証事業を会社分割し、山銀保証サービス(株)へ承継いたしました。

1. 会社分割の理由

山銀保証サービス(株)は当行グループの信用保証事業の中核となる会社であり、機動的な事業展開、経営資源の最適化を図るため行ったものであります。

2. 会社分割する事業内容

会社分割する事業内容：信用保証事業

3. 会社分割の形態

木の実管財(株)を分割会社とし、山銀保証サービス(株)を承継会社とする吸収分割方式であります。

4. 会社分割の時期

会社分割の時期：平成22年4月1日

5. 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。